

申請等書類の郵送受け付けについて  
(建設業許可、解体工事業登録、浄化槽工事業登録)

建設業許可申請等の書類の受け付けについて、郵送でも受け付けを行います。

◎ 提出方法

[共通事項]

- 一般書留など記録が残る方法で郵送してください。
  - ※ 日本郵便（郵便（一般書留等）、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））か佐川急便の飛脚特定信書便を御利用ください。申請等書類は信書に該当するため宅急便やゆうパックでは送れません。
- 提出・提示書類については、持参により提出する場合と同様です。提示書類については、すべて写しを同封してください（原本提示は省略することとします）。
  - ※ 書類の不足や不備等のため受け付けできない場合は、職員が電話で連絡します。
- 受け付け後、申請等書類の副本（事業者控え）及び提示書類を返送しますので、必ず返信用封筒を同封してください。
  - ※ 返信用封筒はできるだけレターパックとしてください（書類を提出する場合と同様に記録が残る方法で返信しますので、郵便封筒の場合は、あらかじめ一般書留等に必要な切手を貼り付けてください。）。
- 提出期限がある書類については、期限に間に合うように余裕をもって提出してください。

[建設業許可における決算変更届]

○経営事項審査の受審について

【経営事項審査を電子申請する場合】

経営事項審査を電子申請で受審する場合は、「決算変更届（正本・副本）」の表紙右上に、それぞれ「**経審・電子**」と**朱書き**の上、送付してください。なお、経営事項審査の電子申請の場合は、経営事項審査受審月の25日までにしてください（日程を予約する必要はありません。）。

**【経営事項審査を電子以外の方法で受審する場合】**

経営事項審査を電子申請以外の方法で受審する場合は、「決算変更届（正本・副本）」の表紙右上に、それぞれ「**経審**」と**朱書き**の上、付箋等で、日程表から希望する日程を3つ記載してください。（日程表は経営事項審査の手引き参照）

例）5/18AM、5/20、5/21PM

提出書類・提出方法等について、御不明な点は下記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室

甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁北別館3F

TEL 055-223-1843 FAX 055-223-1844